

新基本計画の策定に係る検討の方向性等について

基本計画担当課

1 新基本計画策定の趣旨

本区では、葛飾区基本構想（平成2年策定）に掲げる将来像（水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち）を実現するため、平成3年、平成9年、平成17年、平成24年の4回にわたり葛飾区基本計画を策定し、財政基盤の強化を図りつつ、「区民第一」「現場第一」「行政のスピードアップ」を基本姿勢としながら区政運営を着実に進めてきた。現基本計画の下、本区の人口は増加を継続しているとともに、多くの事業で基本計画に定める目標の達成に概ね目途が付けられた。

この間、水害をはじめとする災害の激甚化、外国人のさらなる増加が予想されるいわゆる入国管理法の改正、働き方改革の進展、区による児童相談所の設置を可能とする児童福祉法の改正、AIをはじめとするICT技術の進歩など、区を取り巻く社会情勢が大きく変化している。

今後、日本の総人口が減少局面を迎える中、本区の持続的な発展を図っていくためには、一層進展する超高齢社会に向け、いつまでも住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に向けた取組や、生涯にわたって働きがいや生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めるとともに、ファミリー層や若者の定住化に向け、良質な子育て・教育環境の充実や交通網の整備をはじめとする街の利便性の向上にも取り組んでいく必要がある。

こうした課題に対応し、豊かな地域社会を構築していくためには、区民や事業者、団体等の地域の様々な主体と区がそれぞれの持つネットワークやノウハウ、特性などを活かしながら区民との協働によるまちづくりを一層推進していく必要がある。

本区を取り巻く環境や社会情勢の変化を視野に入れつつ、時代に即応した戦略的かつ計画的な区政運営を進めながら新たな施策を展開し、新たに策定を進める基本構想の下、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現に向け、新たな葛飾区基本計画（令和3年度～令和12年度）を策定する。

2 新基本計画の役割

新基本計画は、基本構想の理念に基づいて、基本構想に示された区の将来像を実現するための基礎となる総合計画（10か年計画）とし、各施策を体系的に示し、区全体の目標や方向を具体化したものとする。

実施計画や分野別の個別事業計画の指針とし、施策の下に位置付けられる計画事業の概要や事務事業の体系を示すものとする。

なお、基本構想・基本計画・実施計画の体系は、別紙1のとおり。

3 新基本計画の策定の背景

別紙2のとおり

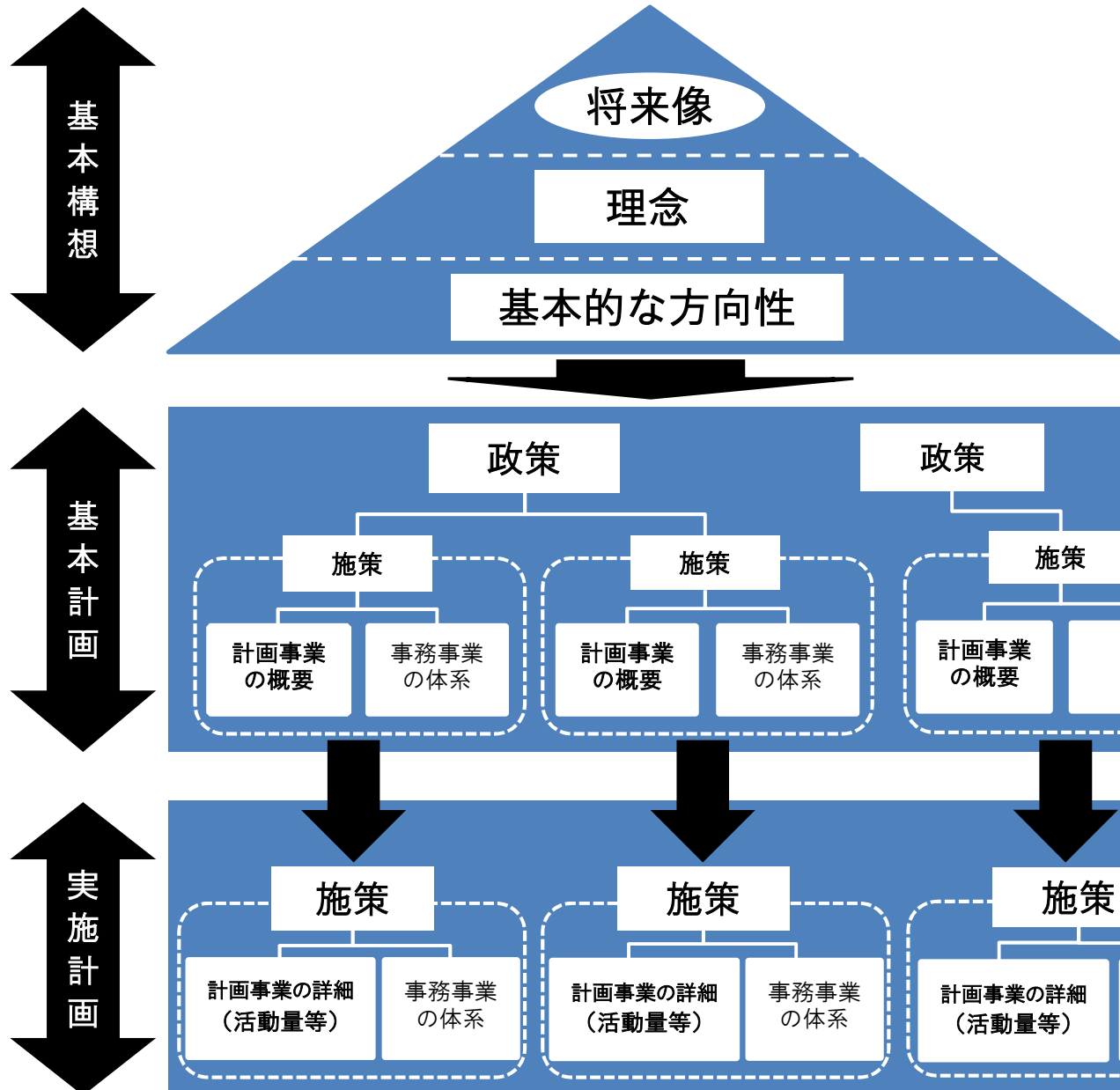
4 新基本計画の策定に係る検討の方向性（案）

別紙3のとおり

5 策定スケジュール（予定）

	基本構想	基本計画	前期実施計画
令和2年3月	中間のまとめ議会報告		
令和2年6月	素案議会報告・パブリックコメント	中間のまとめ議会報告	
令和2年9月	議案提出	素案議会報告・パブリックコメント	
令和2年12月		案議会報告	素案議会報告・パブリックコメント
令和3年2月			案議会報告

基本構想・基本計画・実施計画の体系



基本構想

本区の置かれている自然的、歴史的、社会的な諸条件を考慮し、将来像や理念、基本的な方向性を示すもの

- ・ 将来像
長期にわたり区が目指すべき将来像
- ・ 理念
区政運営の根本を貫く理念
- ・ 基本的な方向性
将来像の実現に向けた基本的な方向性

基本計画

基本構想に示された区の将来像を実現するための基礎となる総合計画(10か年計画)であって、各施策を体系的に示し、区全体の目標や方向を具体化したもの

- ・ 実施計画や分野別の個別事業計画の指針とする。
- ・ 施策の下に位置付けられる計画事業の概要や事務事業の体系を示す。

実施計画

基本計画に基づく具体的な事業計画(4か年計画)

- ・ 基本計画を踏まえ、計画事業の活動量や財政計画を示し、計画事業の実現性の見通しを示す。
- ・ 各年度の重点事業や予算編成等の指針とする。

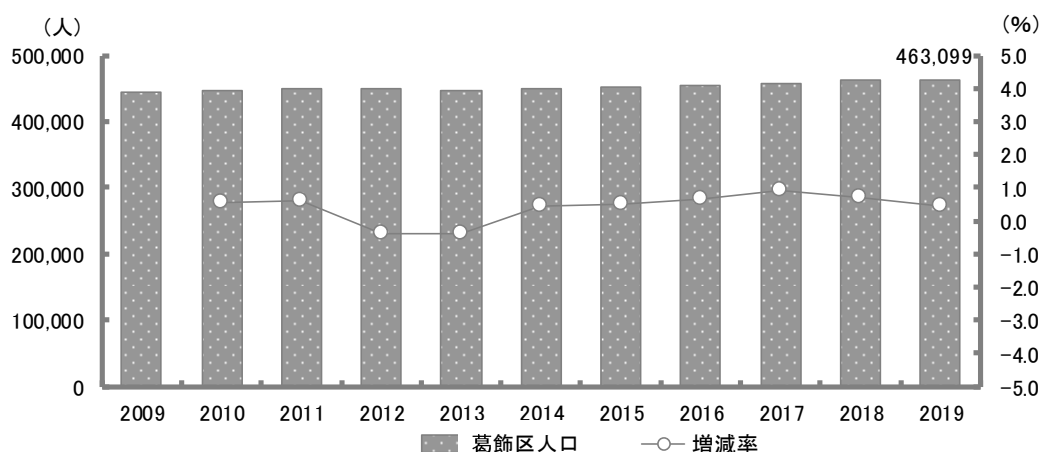
新基本計画の策定の背景

1 葛飾区の人口

(1) 葛飾区の人口の推移

住民基本台帳によると、葛飾区総人口は年々増加しており、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在、463,099 人となっている (図 1)。

(図 1) 葛飾区総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

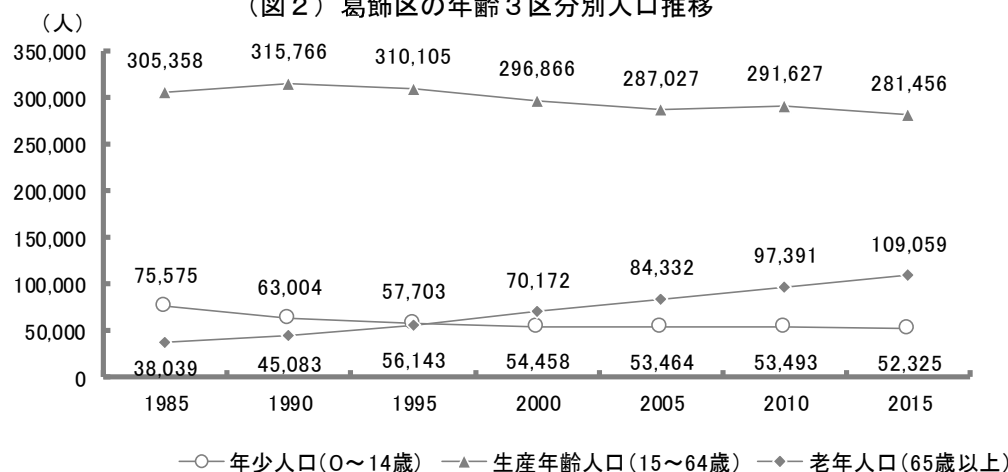
(2) 年齢 3 区分人口の推移

ア 年齢 3 区分別人口推移

年齢 3 区分別人口の推移をみると、生産年齢人口 (15~64 歳) は平成 2 (1990) 年に約 31.6 万人とピークを迎え、以降は減少傾向で推移している (図 2)。

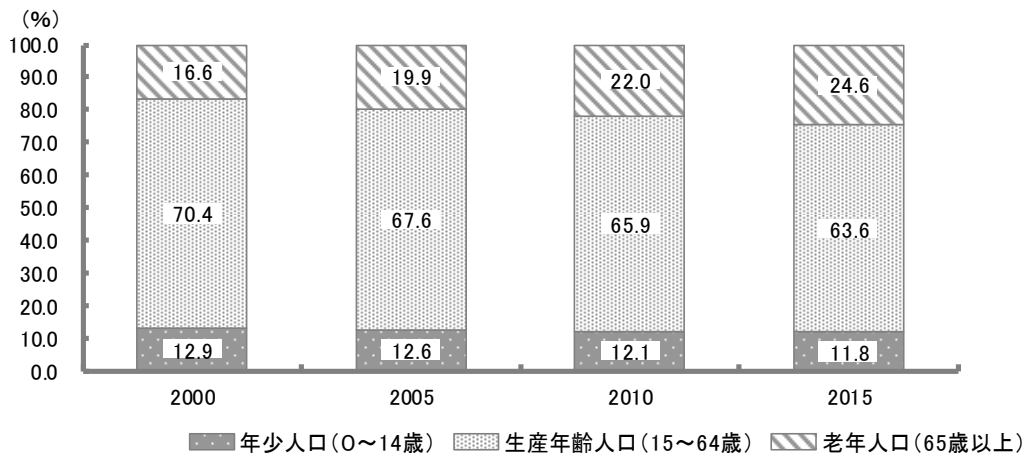
一方、年少人口 (15 歳未満) は一貫して減少しており、老年人口 (65 歳以上) は一貫して増加している。平成 27 (2015) 年時点で老年人口 (65 歳以上) は 24.6%となっており、高齢化が進んでいる状況にある (図 3)。

(図 2) 葛飾区の年齢 3 区分別人口推移



資料：国勢調査

(図3) 葛飾区の年齢3区分別人口構成比の推移

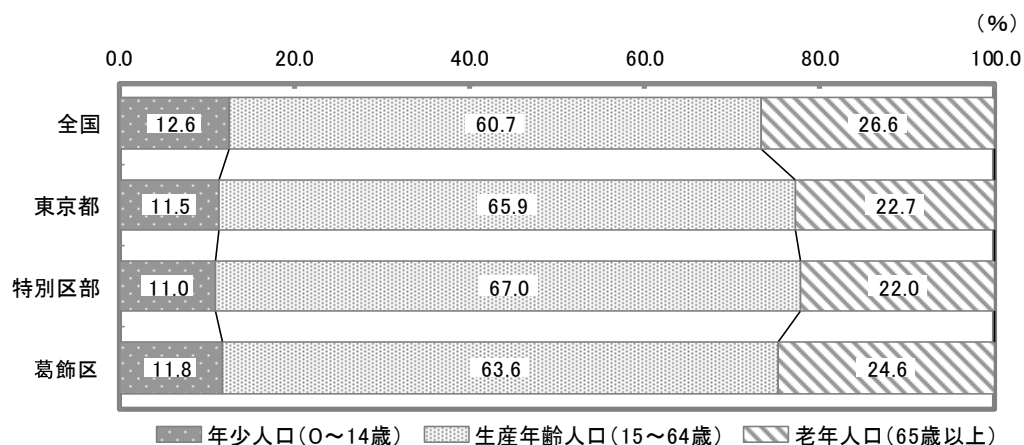


資料：国勢調査

イ 年齢3区分別人口構成比の比較

年齢3区分別人口構成比を、東京都全体や特別区部と比較すると老年人口（65歳以上）と年少人口（15歳未満）比率はやや高く、生産年齢人口（15～64歳）比率はやや低くなっている。一方、全国値との比較では生産年齢人口（15～64歳）比率はやや高く、老年人口（65歳以上）と年少人口（15歳未満）比率はやや低くなっている（図4）。

(図4) 平成27(2015)年年齢3区分別人口構成比の比較

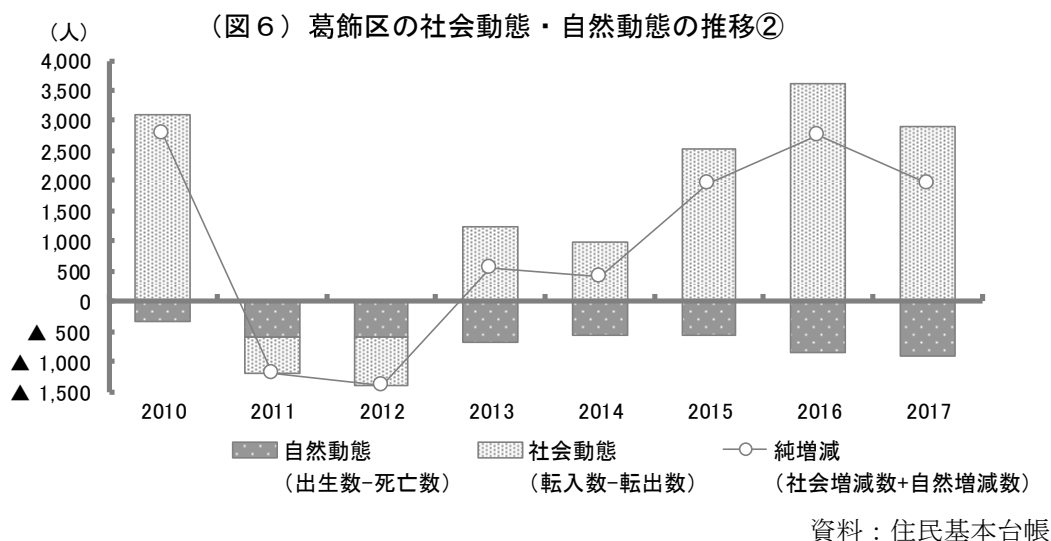
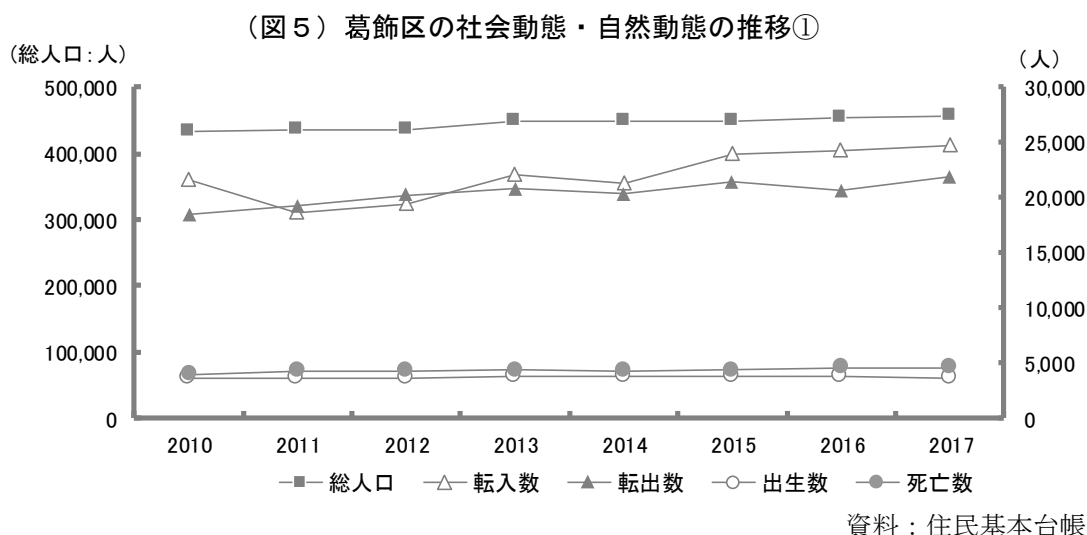


資料：国勢調査

(3) 人口動態

ア 人口動態の状況

近年の葛飾区は、平成 25 (2013) 年以降、転入超過により人口増加を続けている (図 5)。一方、自然動態については、近年は一貫して死亡者数が出生者数を上回る、自然減の状況が続いている (図 6)。

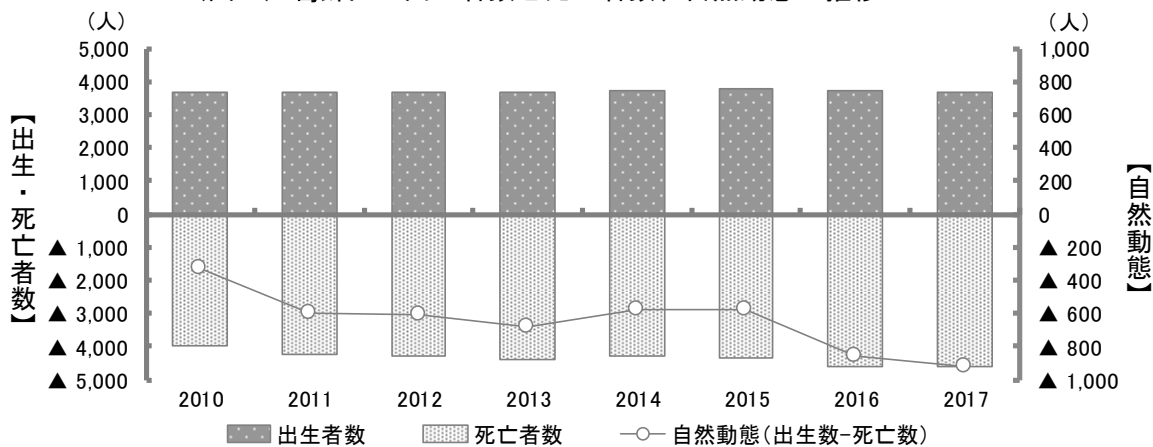


イ 自然動態の状況

出生者数はほぼ横ばい傾向で、おおむね年間 3,600 人～3,800 人ほどで推移しているものの、死亡者数は増加傾向にあり、自然動態の減少幅は拡大傾向で推移している (図 7)。

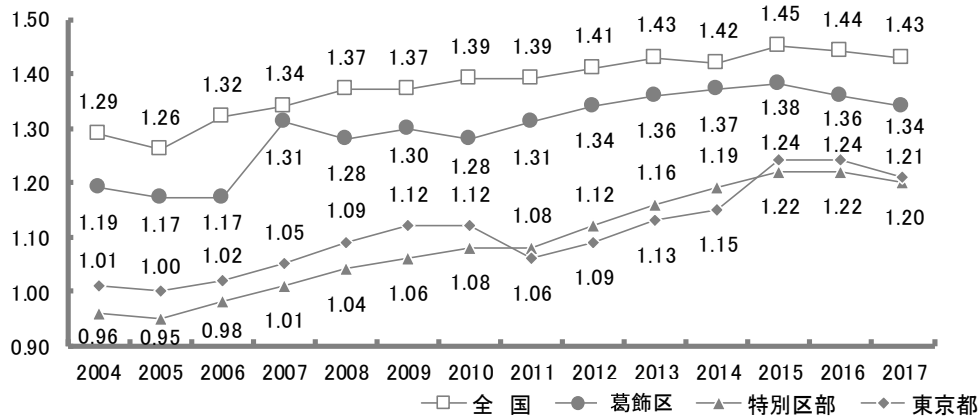
合計特殊出生率は、東京都及び特別区部よりは高い水準にあるが、全国の水準を下回る。また、平成 27 (2015) 年以降は減少に転じている (図 8)。

(図7) 葛飾区の出生者数と死亡者数、自然動態の推移



資料：住民基本台帳

(図8) 合計特殊出生率の推移

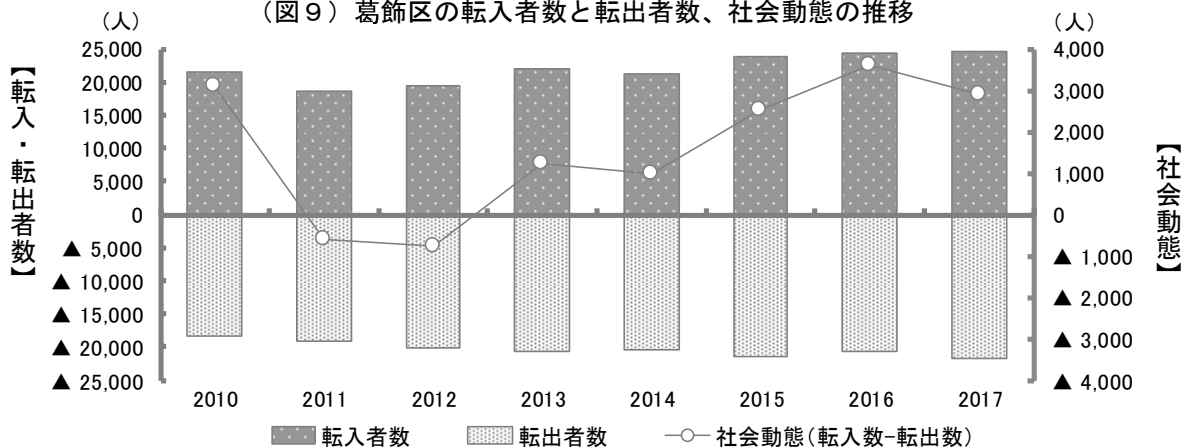


資料：人口動態統計

ウ 社会動態の状況

葛飾区の社会動態は、平成 25 (2013) 年以降は転入者が増加し、転入超過で推移している (図9)。

(図9) 葛飾区の転入者数と転出者数、社会動態の推移



資料：住民基本台帳

(4) 流動人口からみる葛飾区的位置付け

国勢調査によると、葛飾区の昼間人口は、夜間人口（常住人口）から7万人の流出超過となっており、昼夜間人口比率は84.1%と、23区中21番目となっている（図10）。

（図10）特別区部の昼夜間人口比率（2015年）

		昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	流入超過 人口(人)	昼夜間人口 比率
昼夜間人口比100以上	東京都	15,920,405	13,515,271	2,405,134	117.8%
	区部	12,033,592	9,272,740	2,760,852	129.8%
	千代田区	853,068	58,406	794,662	1460.6%
	中央区	608,603	141,183	467,420	431.1%
	港区	940,785	243,283	697,502	386.7%
	渋谷区	539,109	224,533	314,576	240.1%
	新宿区	775,549	333,560	441,989	232.5%
	文京区	346,132	219,724	126,408	157.5%
	台東区	303,931	198,073	105,858	153.4%
	豊島区	417,146	291,167	125,979	143.3%
	品川区	544,022	386,855	157,167	140.6%
	江東区	608,532	498,109	110,423	122.2%
	墨田区	279,181	256,274	22,907	108.9%
	目黒区	293,832	277,622	16,210	105.8%
昼夜間人口比100未満	大田区	693,865	717,082	▲ 23,217	96.8%
	北区	329,753	341,076	▲ 11,323	96.7%
	中野区	313,270	328,215	▲ 14,945	95.4%
	世田谷区	856,870	903,346	▲ 46,476	94.9%
	荒川区	194,004	212,264	▲ 18,260	91.4%
	足立区	608,968	670,122	▲ 61,154	90.9%
	板橋区	508,099	561,916	▲ 53,817	90.4%
	杉並区	479,975	563,997	▲ 84,022	85.1%
	葛飾区	372,335	442,913	▲ 70,578	84.1%
	練馬区	605,084	721,722	▲ 116,638	83.8%
	江戸川区	561,479	681,298	▲ 119,819	82.4%

資料：国勢調査

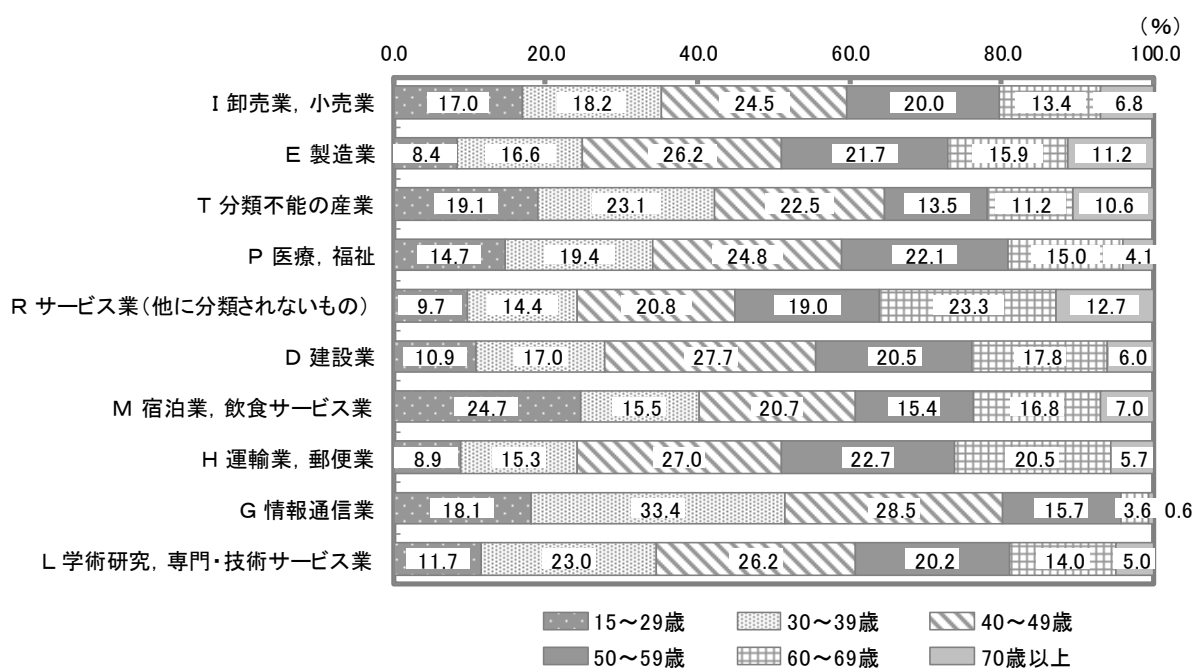
(5) 産業と雇用

ア 産業と雇用の状況

産業大分類別人口では、「卸売業、小売業」「製造業」「分類不能の産業」「医療、福祉」などの就業者が多くなっている。

また、産業大分類別就業者年齢割合を見ると、「情報通信業」で40歳未満の若年層の割合が5割以上と高く、「サービス業（他に分類されないもの）」で60歳以上の高齢層の割合が3割以上と高くなっている（図11）。

（図11）産業大分類別就業者年齢割合（就業者数上位10位）



資料：国勢調査（2015年）

イ 正規社員率

正規社員率は、男性が79.6%、女性が46.1%となっており、女性の正規社員率は男性の約6割となっている（図12）。

（図12）正規社員率

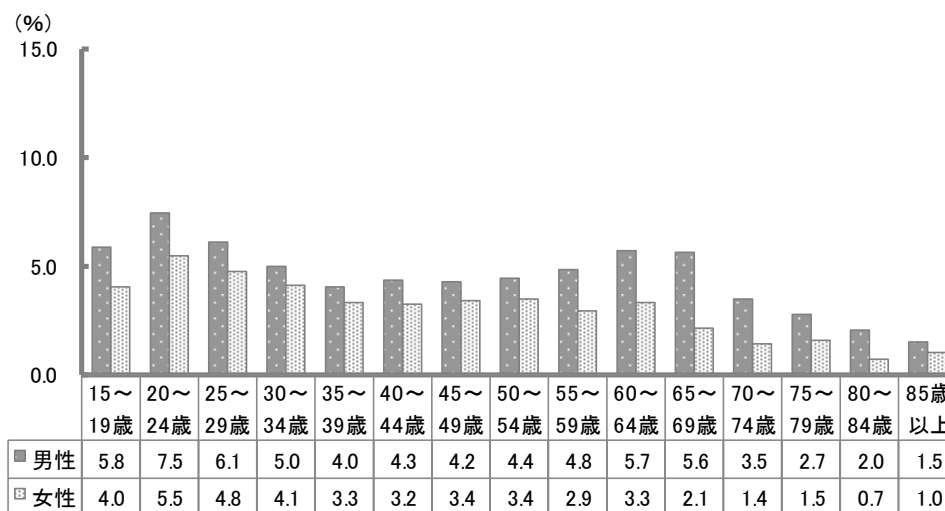
男性			女性		
雇用者数	正規の職員・従業員	正規社員率	雇用者数	正規の職員・従業員	正規社員率
78,863	62,798	79.6%	67,992	31,336	46.1%

資料：国勢調査

ウ 完全失業率

葛飾区全体の完全失業率は、4.2%となっている。また、20～29歳の若年層の男女と60～69歳の男性の完全失業率が高くなっている（図13）。

（図13）年代別男女別完全失業率



資料：国勢調査

(6) 将来人口の見通しと将来予測からみえる課題

本区においては、街づくりの推進による本区の利便性の向上や子育て環境の充実によるファミリー層の定住促進と出生者数の増加等、人口減少に係る課題の解決に向けた取組を進めてきたところであり、近年は転入超過による人口増加が続いている状況にある。

一方、国立社会保障・人口問題研究所が算定している「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」における人口の変化の見込みによると、今後、葛飾区の総人口は減少局面を迎えることが予測されており、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（15歳未満）ともに、令和27（2045）年に向けて減少していく事が見込まれる。一方、老年人口（65歳以上）は、同年まで増加を続ける見込みであり、高齢化が着実に進行していく。

人口減少や少子高齢化に伴い生じる人口構成の変化により、社会保障費の増大、税収の減少による財政環境の悪化、空き家の増加、地域コミュニティの衰退等が引き起こされる可能性がある。

こうした様々な地域課題に対応し、豊かな地域社会を構築していくためには、区民や事業者、団体等の地域の様々な主体と区がそれぞれの持つネットワークやノウハウ、特性などを活かしながら協働してまちづくりを進

めていくことが不可欠であり、区民等との協働をより一層進めていく必要がある。また、今後、本区が持続的に発展していくためには、人口総数の増加・維持に加えバランスのとれた年齢構成となるよう、人口減少につながる課題を解決しつつ、生産年齢人口や年少人口の増加に向けた施策を展開していくとともに、全ての区民が生涯を通じて、住み慣れた地域で幸せに暮らし続けられ、様々な場面でいきいきと活躍できる環境づくりを進めることで、地域社会の一層の活性化を図っていく必要がある。

2 区民等の声

世論調査（平成 30 年度実施）によると、葛飾区に「住み続けるつもり（57.3%）」、「当分の間は住むつもり（27.2%）」と 84.5%が定住意向を示している。また、葛飾区に住み続けたい者の主な理由としては、持ち家があるとの理由のほか、買い物や交通の便が良いとの理由が多く挙げられている一方、区外へ移りたい主な理由としては、災害時の不安や通勤・交通の便の悪さといった項目が挙げられている。

また、区に力をいれてほしい事項として、安全・安心に関連する事項（防災・交通安全・健康・高齢者支援）、利便性・快適性に関連する事項（交通・道路の整備、生活環境）、子育て支援や教育環境の充実といった事項について区民要望が高く、中でも「防災対策」については 48.1%の区民が関心を寄せている。

さらに、民間調査機関等が実施したまちの住みよさ等に関する調査によると、世論調査の区民要望として寄せられていた要素に加え、まちのにぎわいや美しさに関する要素についても重要視されている。

今後も、区民にとって「住み続けたい」と思えるまちとして、また、区外の人にも「住んでみたい」と思われるまちとして発展していくため、区民等の声を踏まえて施策を展開していく必要がある。

3 区政を取り巻く環境の変化

(1) 激甚化する災害への対応

近年、大地震をはじめとする自然災害による被害が全国各地で頻発している。今後マグニチュード 7 程度の地震が発生する可能性が高まる中、都市型水害等の危険性も増しており、多様化する災害への対策の強化が求められている。また、高齢者、障害者等の要配慮者や女性の視点を踏まえたきめ細かな防災対策や災害時の医療体制整備を推進するほか、帰宅困難者への対策についても強化が求められている。

今後、「自助」「共助」「公助」の取組を効果的に進めながら防災力を強化し、「減災」という考え方に基づく地域防災のしくみを構築していく必要がある。

(2) 健康寿命の延伸に向けた対応

日本人の平均寿命は、医学の進歩や国民皆保険制度の普及などにより世界有数の高水準を保っており、平成 29 年には、男性が 81.09 歳、女性が 87.26 歳となっており、人生 100 年時代が間近に迫りつつある。

一方、本区では、悪性新生物(がん)や生活習慣病が依然として死亡原因の上位を占めているほか、国際交流の活性化に伴う新興・再興感染症の流入・まん延リスクや後期高齢者の急増による在宅療養ニーズの高まりなど、新たな課題への対応も求められている。

今後、誰もが住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らし続けていくためには、運動習慣・食生活の改善を促す健康づくり支援をはじめ、生活習慣病の予防、こころの健康づくり、安全・安心な生活環境の確保、医療環境の充実などを推進し、一人ひとりが健康で日常生活を支障なく送ることのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」を図っていく必要がある。

(3) 地域共生社会への対応

核家族化や共働き世帯の増加などの社会の変化の中で、地域や家族が果たしてきた役割の一部を代替する必要性が高まり、高齢者、障害者、子ども、低所得者など対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、質量ともに公的支援の充実が図られてきた。

しかし、現在では、中高年の「ひきこもり」や生活困窮、「社会的孤立」や「ごみ屋敷」など、複合的な問題を抱える個人や世帯が増えてきている。また、認知症や精神障害が疑われるが公的な支援制度の狭間にある方への対応や、ごみ出しや、買い物、通院の介助など、これまでの公的な支援の対象とはならない身近な生活課題への対応も求められてきている。

さらに、障害者差別解消法などの法整備が進んでおり、誰もが個人として等しく尊重され、共生できる差別のない社会の実現に向けたさらなる取組も求められている。

今後、地域の助け合いのより一層の推進をはじめ、地域課題を地域が主体的に解決していく体制づくりや複合化・複雑化した課題を抱える世帯を受け止める包括的な相談体制づくり等、全ての区民が住み慣れた地域で相互に尊重し合いながら幸せに暮らし続けられる「地域共生社会の実現」に向けた取組を進めていく必要がある。

(4) 公共交通の充実への対応

公共交通は、区民の生活に欠くことのできない重要な移動手段であり、本区では、鉄道の利便性向上やバス交通の充実に鋭意取り組んできたところである。

高齢社会が進展していく中、移動に困難を抱える高齢者等の日常生活を支えるため、公共交通の役割が一層重要なものとなっていくとともに、外国人観光客等の来訪者に対する安全・快適な公共交通の提供など、新たな課題にも対応していく必要が生じている。

今後、誰もが安全・快適に利用できる公共交通の充実に向け、鉄道やバス交通の整備に加え、円滑な道路交通に欠かせない都市計画道路や駅前広場の整備などの取組を進めていく必要がある。

(5) 脱炭素社会や循環型社会への対応

現在、温暖化など地球規模の環境問題が顕在化するとともに、これらに起因する自然災害や事件も多発しており、持続可能な社会の実現に向け、気候変動対策や資源の循環、自然環境の保全への対応が求められている。平成 28 年から電力の小売りの全面自由化がなされ、平成 29 年からは都市ガスの小売りの全面自由化が行われるなど、エネルギー供給に関する環境も変化した。また、水素エネルギーや再生可能エネルギーなどの普及に向けた新たな技術の開発が進んでいる。さらに、令和元年 6 月に大阪で開催された G 2 0 サミットでは、プラスチックによる海洋汚染問題への対策が協議されるなど、ごみの発生抑制や適正処理の推進が社会全体の課題とされている。

今後、区民等に対して、地球環境保全への意識を一層高めるとともに、脱炭素社会の構築を目指して区内のエネルギー利用の効率化を徹底して押し進める必要がある。また、資源循環型地域社会の構築を目指し、さらなるごみの減量及び資源化を図る必要がある。

(6) 外国人区民の増加

近年のグローバル化の進展の中、本区の外国人区民は令和元年 5 月に 22,000 人を超え、現在も増加傾向にある。同年 4 月 1 日から改正された出入国管理及び難民認定法の影響により、今後も外国人区民の増加が予測されている。

外国人区民の急速な増加は、地域社会や日常生活の中に新たな変化をもたらし、一部では、生活習慣等の相違による日常生活でのトラブルが発生

しており、地域住民とのコミュニケーションが課題となっている。

今後、日本人、外国人とともに同じ地域に暮らす一員として、それぞれの文化の違いをともに理解し合い、互いに心を通わせながら暮らせるまちづくりを進める必要がある。

(7) 産業構造の変化と働きやすい環境整備

葛飾区の産業は全体として縮小傾向にあり、平成 27 年度における昼夜間人口比率は 84.1%と、区外へ働きに出る区民が多くなっている。区内の事業者の高齢化も進んでおり、後継者の確保や事業承継などの課題が生じている。

また、「第 4 次産業革命」と称される技術革新が従来にないスピードとインパクトで進行しており、都心部を中心としてベンチャー企業等が増加している。一方、従来の技術を用いた製造業等の優位性が低下しつつあり、GAFA に代表されるような膨大な顧客データを活用する巨大 IT 企業が事業を拡大し、既存の産業構造に大きな影響を与えている。

さらに、全国的な少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足感が広がっており、就業を希望する女性や高齢者などの潜在的な労働意向を持つ方の労働参加を促すなど、多様な働き方を認める「働き方改革」の重要性が高まっている。

今後、産業構造の変化を捉えつつ、事業の拡大・発展を目指す葛飾区内の事業者に対して販路拡大や事業承継支援など、ニーズに応じた取組を実施していく必要がある。加えて、区内の交通網の整備による勤務地へのアクセス性の向上や、区内における起業促進等による働く場所の確保、女性や高齢者をはじめとする多様な人々の就労促進等に取り組み、働きやすい環境整備を進めていく必要がある。

※ GAFA … Google、Amazon.com、Facebook、Apple といった巨大 IT 企業の頭文字をとって総称する呼称

(8) 観光への期待の高まり

訪日外国人旅行者数は年々増えており、平成 30 年には、史上初の 3,000 万人を超え、平成 25 年に初めて 1,000 万人を突破してから 5 年で 3 倍に増加したところである。国では、「観光立国推進基本計画」に基づき、国内旅行消費額、訪日外国人旅行者数等の目標を掲げ、取組を進めている。また、住宅宿泊事業法が平成 30 年から施行され、観光立国推進と地域活性化の観点からいわゆる「民泊」の制度化も実施されたところである。各自治体においても地域経済の繁栄等を目的として、観光客の獲得に向けた積

極的な取組が進んでいる。

本区においても、平成 30 年に「葛飾柴又」が都内初となる国の重要文化的景観に選定され、日本を代表する景観地として、その歴史的・文化的価値を評価された。そして、本区を舞台とする映画「男はつらいよ」や漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」などによって描き出された東京の下町ならではの情緒や風情は、国内外から訪れる観光客にも人気を集めている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会後も訪日外国人観光客の増加が見込まれている中、本区においても、地域経済の活性化に向け、地域の観光資源を磨き上げつつ受入環境の整備やシティプロモーションの強化等の取組を進めていく必要がある。

(9) 子育て・教育環境に対する意識やニーズの変化

近年、「イクメン」という言葉が定着し、かつては主に母親が担うことが多かった子育てについて「父母ともに行っていくもの」とする考え方が主流になりつつあるなど、子育てをめぐる区民の意識が大きく変化してきている。

また、児童虐待件数が年々増え続け、子どもの命に係わる深刻な問題も発生する中、本区においても児童福祉法改正により設置可能となった児童相談所・一時保護所の設置に向けた取組をはじめ、住み慣れた身近な地域で切れ目なく対応できる環境整備が求められている。加えて、近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、いじめ、不登校、貧困、発達・適応などの課題への対応や、若者においては若年無業者（ニート）やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されており、従来の個別分野を越えた取組が求められている。

さらに、人生 100 年時代を迎えようとする中、国において A I（人工知能）等の技術革新が急速に進むことを念頭に置いた第 3 期教育振興基本計画が策定されるとともに、平成 30 年度からは段階的に新学習指導要領が実施され、主体的・対話的で深い学びへの対応、小学校におけるプログラミング教育、外国語活動・外国語授業など新たな学習活動の充実が求められている。

今後、変化する子育て世代の意識、ニーズ、需要の変化を把握しつつ、切れ目のない支援体制を強化し、誰もが安心して子育てできる良質な子育て環境や教育環境を充実させていく必要がある。

(10) 情報通信技術をはじめとする技術革新の進展

スマートフォン等の普及によってICT（情報通信技術）の利活用に係る態様が急速に変化しており、日常の情報収集はもとより、SNSなどを活用したコミュニケーション活動が急速に拡大している。また、ネットショッピングやキャッシュレス決済の普及により購買活動も変化しつつある。

最近では特に、AI（人工知能）やRPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化）などの区民生活の向上や業務の効率化に資するツール・技術にも注目が集まっており、今後、社会環境、労働環境を激変させていくことが予想されている。国においてもsociety5.0の実現を掲げており、技術革新がもたらす新たな価値により、経済発展と社会的課題の解決、企業活動や区民生活の一層の向上などが期待されている。

本区においても、経済発展と社会的課題の解決をしながら、洗練された質の高い生活を享受できるよう、技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れていく必要がある。

4 本区の行財政環境

近年、国は「地方創生の推進」と「都市と地方の税源の偏り」を理由に、地方自治体の財源である企業等の住民税（法人住民税）の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直しや、ふるさと納税等、都市部から税源を吸い上げ、これを地方の自治体間で分配する動きを進めている。加えて、消費税増税を経て、東京2020オリンピック・パラリンピック大会が終了後には景気が悪化するとの懸念もあり、税収が減少する可能性がある。

また、本区の公共施設は昭和40年代から50年代に建設されたものが多く、老朽化に伴い、今後、順次、更新時期を迎えていく状況にある。

今後、多様化・高度化する行政課題について、限られた経営資源で対応していくためには、経営改革の取組を進めつつ、財政基盤の強化を図り、簡素で効率的な行財政運営を行っていく必要がある。

新基本計画の策定に係る検討の方向性（案）

1 新基本計画の理念

葛飾区基本計画

夢と誇りあるふるさと葛飾の実現

～区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり～

【夢と誇りあるふるさと葛飾の実現】

- ・ 未来に夢と希望を抱き、誇りを持って暮らせる、子どもが輝き、賑わいに満ちた、平和で住みよいまち葛飾を実現する。
- ・ 全ての人々が、個性ある人間として互いの人権が尊重され、安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに貫かれた地域社会を実現する。

【区民との協働による、いつまでも幸せに暮らせるまちづくり】

- ・ 区民、事業者、区が、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協働しながら、まちづくりを進める。
- ・ 住み慣れた地域で、誰もがいつまでもいきいきと健やかに暮らせる環境づくりを進め、住み続けることで幸せや喜びを感じることが出来るまちづくりを進める。
- ・ SDGsが目指す経済・社会・環境のバランスのよい発展に向け、人口総数の増加・維持を図りながら、成長と成熟とが調和した持続可能なまちづくりを進める。

2 葛飾・夢と誇りのプロジェクト

- (1) 計画の理念を実現するため、特に重点的かつ戦略的に取り組むべきプロジェクトを掲げる。
- (2) これから育てていく事業や、現状の政策・施策体系を横断して取り組むべき事業なども含め、特に重要度の高いものを本プロジェクトとして位置づけて実施していく。

3 新基本計画の策定の視点

(1) 区政の基本姿勢

「区民第一」「現場第一」「行政のスピードアップ」を区政運営の基本姿勢としながら、質の高い行政サービスを提供し、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現を目指す。

(2) 区民との協働

住み良い豊かなまちづくりを進めるためには、地域の多様な主体が広く協働して取り組んで行く必要がある。

様々な協働の主体がそれぞれの特性を活かし、共にまちづくりを進めることで、地域社会の持続的な発展を図っていく。

(3) 積極的な情報発信

積極的に区政情報を発信し、より多くの区民が情報に触れる機会を増やすことは、区の魅力を高めるとともに、区民との協働を推進するための土壌となる。

区の様々な情報や魅力を区の内外に広く知ってもらうことを常に意識し、各課・職員一人ひとりが情報媒体の選択や表現方法の工夫を行いながら積極的な情報発信を図っていく。

(4) 区民要望等に即した効果的・効率的な区政運営

限られた経営資源の中、多様化・高度化する区政課題を解決していくためには、区民要望等に即して不断に事務を見直し、改善していく取組を進め、効果的・効率的な区政運営を推進していく必要がある。

そのため、ICTを活用して業務効率や区民サービスの水準を高めるとともに、一層の人材育成を進めながら職員の意欲を引き出し、組織力の強化に取り組んでいく。また、民間のノウハウや資金などの民間活力を最大限に引き出しながら施策を展開していく。

(5) 公共施設の効果的・効率的な活用

区民の貴重な財産である公共施設について、点検・検証・改善を常に行っていくマネジメントサイクルを確立するとともに、機能性の向上や周辺施設との複合化等を進めながら、本区の公共施設のさらなる魅力向上を図っていく。

4 計画の実効性の確保

基本計画に位置付ける具体的な事業計画については、基本計画に基づき策定する実施計画で示し、財源や人員といった経営資源の配分との整合を十分に図りながら、計画の実効性を確保していく。

また、中期・後期実施計画については、取り巻く環境の変化や区民要望等を踏まえ、施策の方向性等を見直しながら策定していくものとする。

5 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

